

●香川県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、特別養護老人ホームおおとよ荘及び介護付高齢者住宅おおとよ荘を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1・2 略			1・2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
特別養護老人ホームひうち	略		特別養護老人ホームひうち	略	
特別養護老人ホームおおとよ荘	観音寺市大野原町大野原 7010	平成27年3 月18日			
介護付高齢者住宅おおとよ荘	観音寺市大野原町大野原 7010	平成27年3 月18日			
特別養護老人ホーム香東園	略		特別養護老人ホーム香東園	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		